政令指定品目の目標

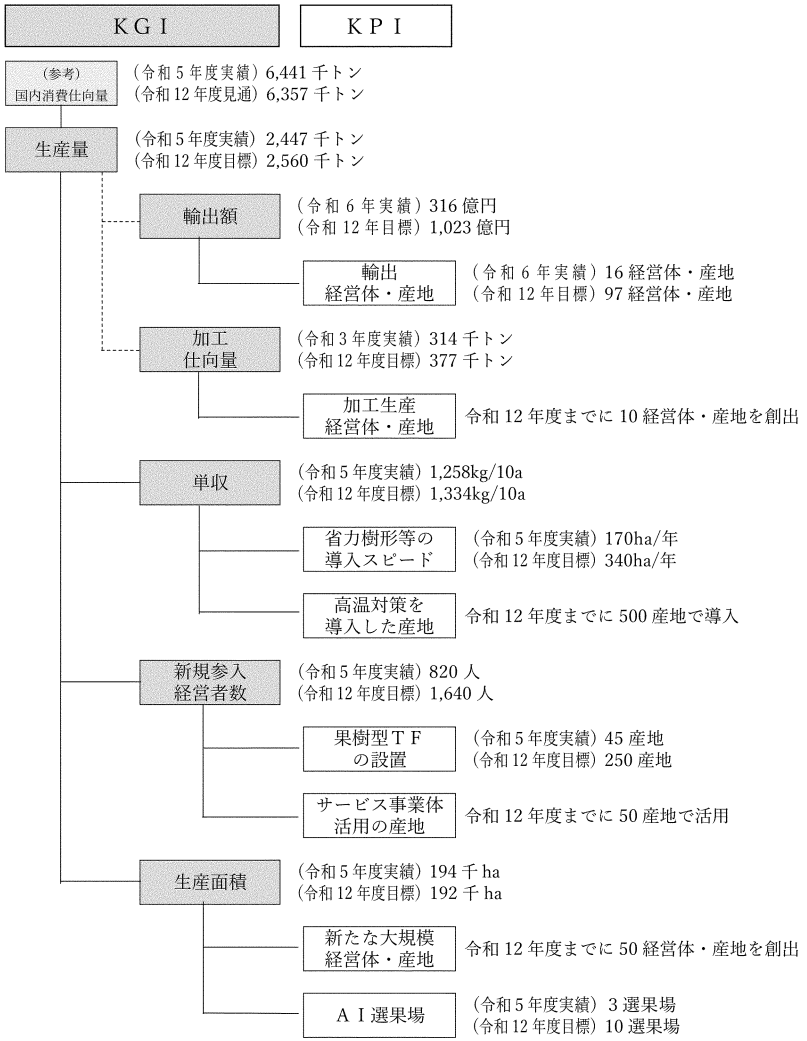
	生産数量（千トン）		面積（千 ha）	
	令和5年度	令和 12 年度目標	令和5年度	令和 12 年度目標
うんしゅうみかん	682	675	35	33
その他かんきつ	293	301	22	23
りんご	604	727	35	36
ぶどう	167	178	16	18
なし	203	188	11	10
もも	110	111	9.3	9.5
おうとう	17	16	4.2	4.3
びわ	2.3	2.2	0.8	0.7
かき	187	182	18	17
くり	15	14	16	14
うめ	96	90	13	13
すもも	17	15	2.6	2.2
キウイフルーツ	22	26	1.8	2.0
パインアップル	6.8	8.3	0.3	0.4
計	2,422	2,534	185	183

政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

	生産数量（千トン）		面積（千 ha）	
	令和5年度	令和 12 年度目標	令和5年度	令和 12 年度目標
政令指定品目以外	25	26	9.0	9.0
果実計	2,447	2,560	194	192

※　端数処理のため、合計値と内訳が一致しない数値がある。
※　面積は結果樹面積

ＫＧＩ、ＫＰＩ
方針：需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤強化の加速化を図る。



第３　栽培に適する自然的条件に関する基準

①　基本的な考え方

高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹を栽培している地域における平均気温、植物生理の観点からみた冬期の最低極温及び低温要求時間に関する条件並びに植栽時における園地の気象条件に係る注意事項を果樹の種類ごとに設定する（表１）。

なお、基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めることが重要である。